

食品を扱う団体について

1.保菌(検便)検査について

食品を扱う団体に関しては、従事する方の保菌検査（検便）を行い、「臨時出店の概要」及び「保菌検査（検便）成績書」を本会に提出して下さい。なお、検査結果は検査から1週間ほどかかりますのでご注意下さい。検査結果は6月以降に検査したものを提出ください。

①対象

食品（ポップコーン、綿菓子も含む）を扱う団体の従事者

②人数

食品に触れる方は、原則検査を受けてください。

③検査項目

赤痢、サルモネラ、O-157

④成績書・臨時出店の概要の提出

保菌検査（検便）成績書及び臨時出店の概要を9/20（火）までに本会へ提出して下さい。

2.燃やせる容器について

飲食物を取扱う機関・団体は「燃やせる容器（所沢市分類による）」の使用を義務づけています。

つきましては、飲食物等で容器を扱う団体は、紙コップや紙皿等の環境に配慮した燃やせる容器の使用をお願いします。

3.火気を扱う団体について

火気を扱う団体については、付近に必ず消火器を用意して下さい。

なお、終了後は火器をブルーシート等でかぶせ隠した状態で帰宅してください。

お問合せ先

社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 地域福祉推進課（担当：江畑・保科）
埼玉県所沢市泉町 1861-1（所沢市こどもと福祉の未来館3階）
電話 04-2925-0041 / Fax 04-2925-3419